

# 安全保障貿易管理と 大学・研究機関における 機微技術管理について

令和 5 年 2 月 1 日  
経 済 産 業 省  
安全保障貿易管理課

# **1. 経済安全保障を巡る動向**

# **2. 安全保障貿易管理制度**

# **3. 大学・研究機関における機微技術管理**

## **(1) 概要**

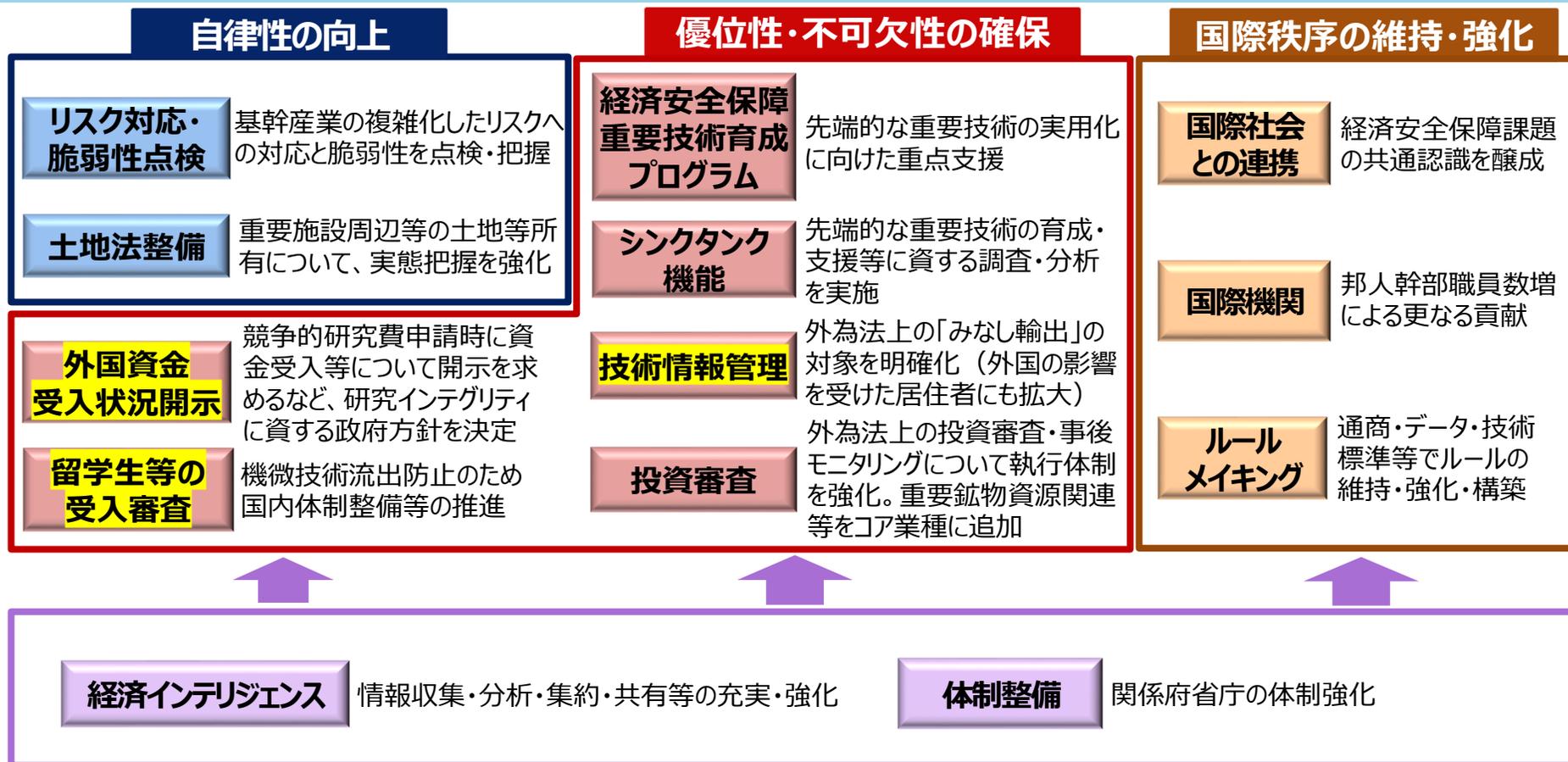
## **(2) 留学生等の受入れ、国際共同研究における留意事項**

## **(参考) 経済産業省の取組**

# 1. 経済安全保障を巡る動向

# 経済安全保障の体系

- 経済安全保障政策の大きな方向性は①サプライチェーンの強靱化や基幹インフラの信頼性確保などを通じた**自律性の向上**、②重要技術の育成による技術の**優位性・不可欠性の確保**、③基本的価値やルールに基づく**国際秩序の維持・強化**。
- 近年、軍民融合や新興技術の進展を受けて、技術の流出パターンが多様化する中、特に**人を介した技術流出への対応が重要課題**に。



# 調達活動の多様化・巧妙化

- 軍事分野におけるデュアルユース※<sup>1</sup>の重要性が高まる中で、流通形態が複雑化している。
- この結果、懸念のある主体が、様々な手段を使ってそのエンドユーザーとしての存在を隠しながら、機微技術※<sup>2</sup>や軍事転用可能な貨物を獲得することが可能となっているおそれがある。

## 輸出取引

- ・ フロントカンパニー
- ・ 第三国経由
- ・ 使用者・用途等の偽装

## 技術取引

- ・ フロントカンパニー
- ・ メール、クラウド
- ・ 展示会、講演

## 企業買収

- ・ 外国政府の影響
- ・ 国公営ファンドによる支援

## 学術交流・研究交流

- ・ 教員、研究者、留学生
- ・ 共同研究
- ・ ピアレビュー

## 人材採用・求職活動

- ・ ヘッドハント
- ・ 重要企業への就職

## 技術窃取

- ・ サイバー攻撃
- ・ 産業スパイ

※1 「デュアルユース」とは、軍民両用であることをいう。

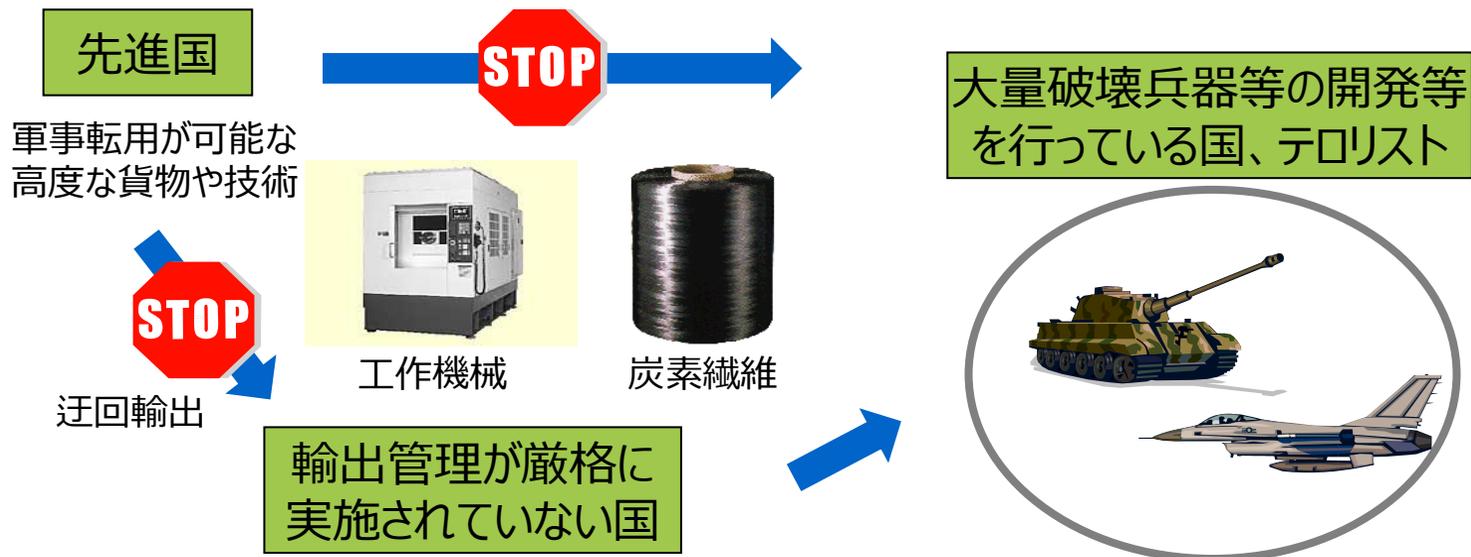
※2 「機微技術」とは軍事に用いられる可能性の高い、外為令等に規定される技術をいう。

## **2. 安全保障貿易管理制度**

# 安全保障貿易管理とは

- **軍事転用可能な貨物や技術**が、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造・使用・貯蔵を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化するおそれ。
- 軍事転用を防ぐために、**有志国が国際的に協調して輸出管理を推進**。
- 我が国は、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき輸出管理を実施。

目的	我が国を含む国際的な平和及び安全の維持
手段	武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等



# 安全保障貿易管理制度の概要

- 国際輸出管理レジームの合意に基づき、武器及び大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物の輸出や技術の提供を規制（リスト規制）。
  - リスト規制に該当しない場合であっても、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が大量破壊兵器等の開発、製造、使用等に用いられるおそれがある場合に規制（キャッチオール規制）。
- ⇒ リスト規制とキャッチオール規制の両方の観点で確認し、規制に該当する場合は経済産業大臣への許可申請が必要。

＜貨物の輸出＞

＜技術の提供＞

外国為替及び  
外国貿易法（外為法）

第48条第1項

＜法律＞

第25条第1項、第3項

輸出貿易管理令  
（輸出令）

外国為替令  
（外為令）

「別表第1」に  
規制対象貨物  
を記載

＜別表第1＞

- 1項 武器関連
- 2項 原子力関連
- 3項 化学兵器関連
- 3の2項 生物兵器関連
- 4項 ミサイル関連
- 5項～15項 通常兵器関連
- 16項 キャッチオール規制

＜政令＞

＜別表＞

- 1項 武器関連
- 2項 原子力関連
- 3項 化学兵器関連
- 3の2項 生物兵器関連
- 4項 ミサイル関連
- 5項～15項 通常兵器関連
- 16項 キャッチオール規制

「別表」に  
規制対象技術  
を記載

規制対象貨物の  
「スペック」を記載

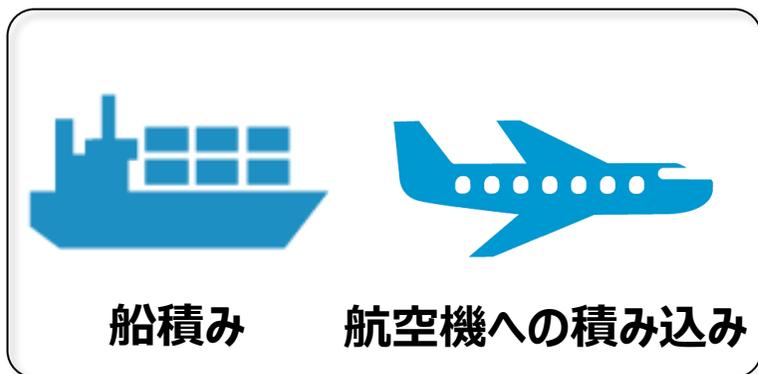
貨物等省令※

＜省令＞

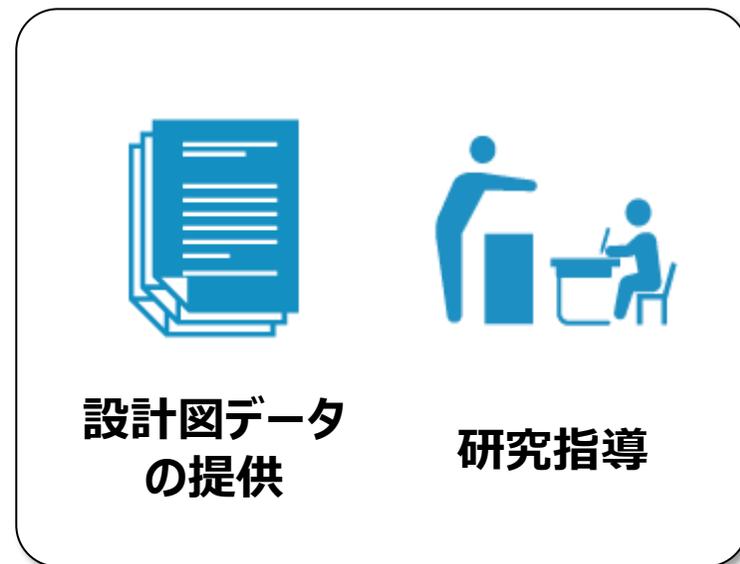
規制対象技術の  
「スペック」を記載

# 技術取引に対する規制：貨物の輸出と技術の提供の相違

## －日本－



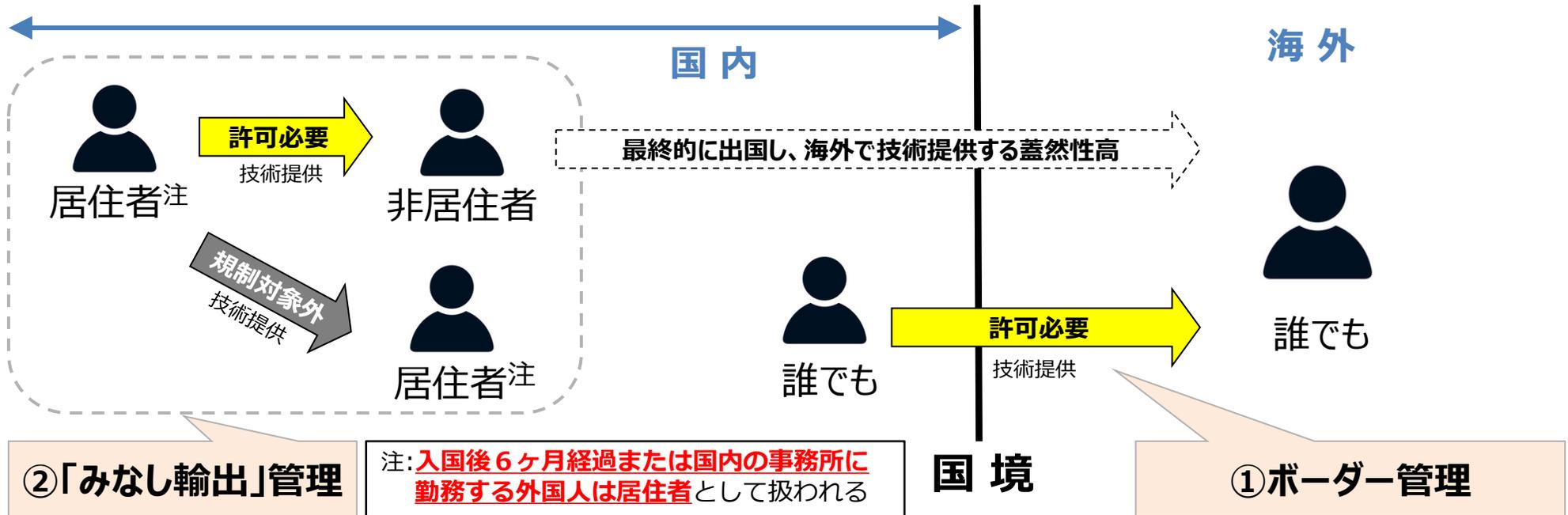
## －外国－



**注意** 技術取引は日本国内においても発生する可能性あり！

# 外為法に基づき許可対象となる技術提供

- 我が国では外為法に基づき以下の機微技術提供を管理（経産省への許可申請義務付け）。
  - ① 国境を越える技術提供（ボーダー管理）
  - ② 国内における技術提供についても、非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、居住者から非居住者に対する提供を管理している（「みなし輸出」管理）
- 入国後6ヶ月経過または国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われ、「みなし輸出」管理の対象外。 → 外国の影響下にある居住者からの機微技術流出懸念に対応できない



# 「みなし輸出」管理の運用明確化

- 雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への機微技術提供についても、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化。（令和4年5月より適用開始）

許可申請義務



居住者



許可必要

技術提供



非居住者の強い  
影響下にある  
居住者



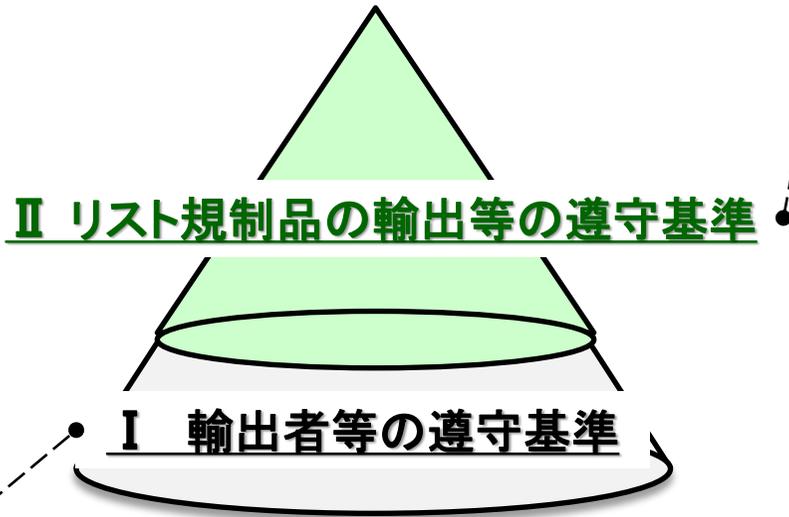
外国政府や外国法人  
(非居住者)

- ① 外国政府等や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府等や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者 への提供
- ② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 への提供
- ③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者 への提供

# 輸出者等遵守基準の概要

- 外為法に基づき、不正輸出を未然に防止するため、業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）が遵守すべき基本的な事項を省令で規定。
- 安全保障上機微な特定重要貨物（リスト規制品）を扱う輸出者等は、以下のⅠ及びⅡの基準を遵守する必要。リスト規制品等を扱わない場合はⅠのみを遵守。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）



## Ⅱ リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とすること。
- ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ 輸出等に当たり用途確認及び需要者等の確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。需要者以外から用途及び需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。
- ⑤ 出荷時に、該非確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ 子会社が輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めること。
- ⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑩ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

## Ⅰ 輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① リスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ② 輸出等業務従事者への最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

### **3. 大学・研究機関における機微技術管理**

# **(1) 概要**

# 大学・研究機関における安全保障貿易管理

- サンプル品や研究資機材の持ち出し（**貨物の輸出**）、技術情報や実験結果の提供（**技術の提供**）時に外為法上の許可取得が必要となるケースがある。
- 大学・研究機関は、**研究成果が軍事転用されるリスクがあることを念頭に**、安全保障の観点から貨物の輸出、技術の提供の可否、その際の外為法の許可の要否について**組織として確認することが求められる**。

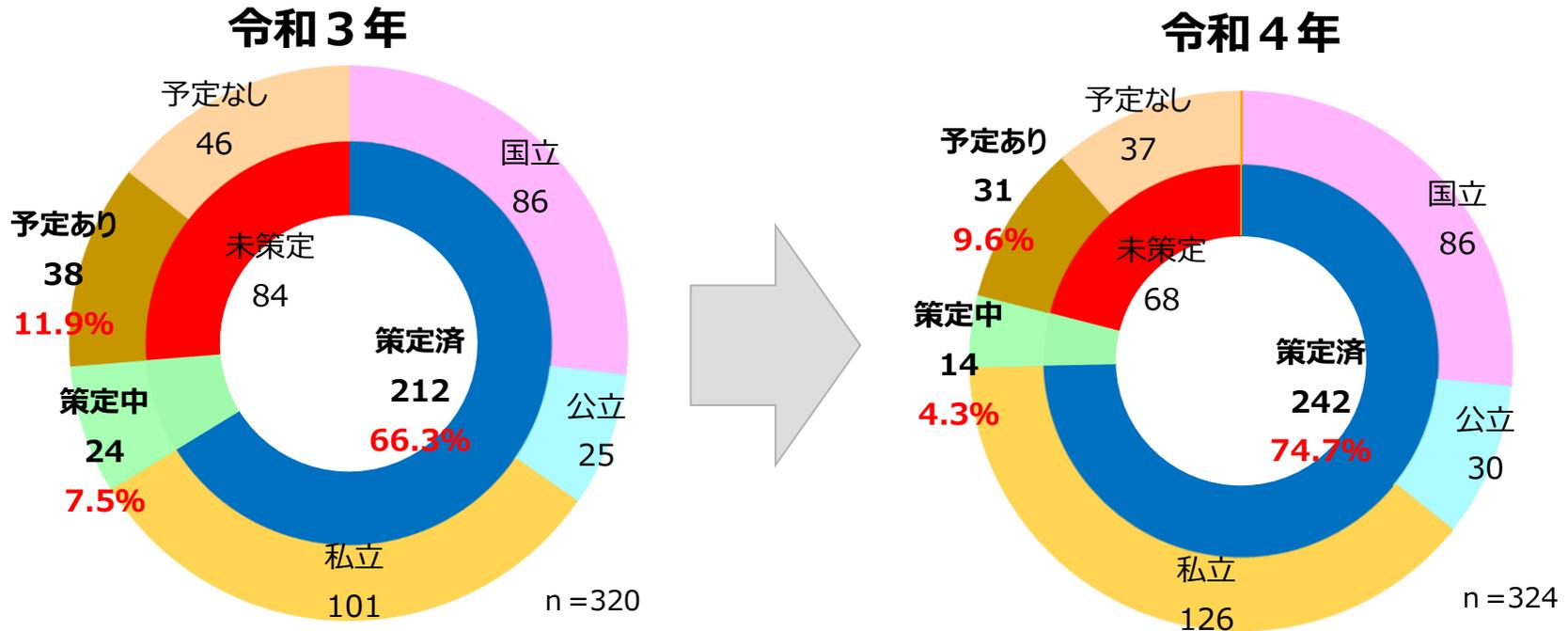
研究試料等の持ち出し、海外送付	<ul style="list-style-type: none"><li>○サンプル品の持ち出し、海外送付</li><li>○自作の研究資機材を携行、海外送付</li></ul>
学生・研究者等への技術提供	<ul style="list-style-type: none"><li>○実験装置の貸与に伴う提供</li><li>○研究指導に伴う実験装置の改良、開発</li><li>○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供</li><li>○電話や電子メールでの提供</li><li>○授業、会議、打合せ（オンライン含む）</li><li>○研究指導、技能訓練</li></ul>
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none"><li>○実験装置の貸与に伴う提供</li><li>○共同研究に伴う実験装置の改良、開発</li><li>○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供</li><li>○電話や電子メールでの提供</li><li>○会議、打合せ（オンライン含む）</li></ul>
外国からの研究者の訪問	<ul style="list-style-type: none"><li>○研究施設の見学</li><li>○工程説明、資料配付</li></ul>
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"><li>○技術情報を口頭で提供</li><li>○技術情報をパネルに展示</li></ul>

# 大学における安全保障貿易管理の内部規程の策定状況

- 全ての国立大学が内部規程を策定済み。公・私立大学においても経済安保への関心の高まり等から内部規程策定の取り組みが進展。
- 内部規程を策定済みの大学は242大学※、全体の約75%に増加（昨年度：約66%）。策定中／策定予定ありを含めると約89%（同約86%）となった。

※ 昨年調査未回答で、今年度の回答が策定済であった大学を含む。

## 「国立大学」及び「医歯薬理工系学部を置く公立・私立大学」における安全保障貿易管理の内部規程策定状況の推移



(出典) 文部科学省・経済産業省合同調査（令和3年）、文部科学省・経済産業省合同調査（令和4年）

## **(2) 留学生等の受入れ、国際共同研究における 留意事項**

# 留学生等の入口・中間・出口の各段階における管理

- 非居住者（来日後6か月未満の留学生等）や特定類型該当者（来日後6か月以上または組織に雇用される研究者等であって特定類型に該当する者）に規制技術を提供する等の場合には、許可を取得する必要がある。
- 意図せざる技術流出を包括的に防止する観点から、留学生等の受入れや採用時（入口）、在学・在職中（中間）、卒業・退職時（出口）において適切に管理することが求められる。
- 許可が必要ない場合でも、懸念情報の有無を確認するほか、研究内容の高度化や進学等の際にも改めて確認するなど、適切な技術管理を行う。

## 入口管理

- 入学／採用時の審査
- （留学生の）大学卒業後の大学院／研究機関進学／採用時の審査

## 中間管理

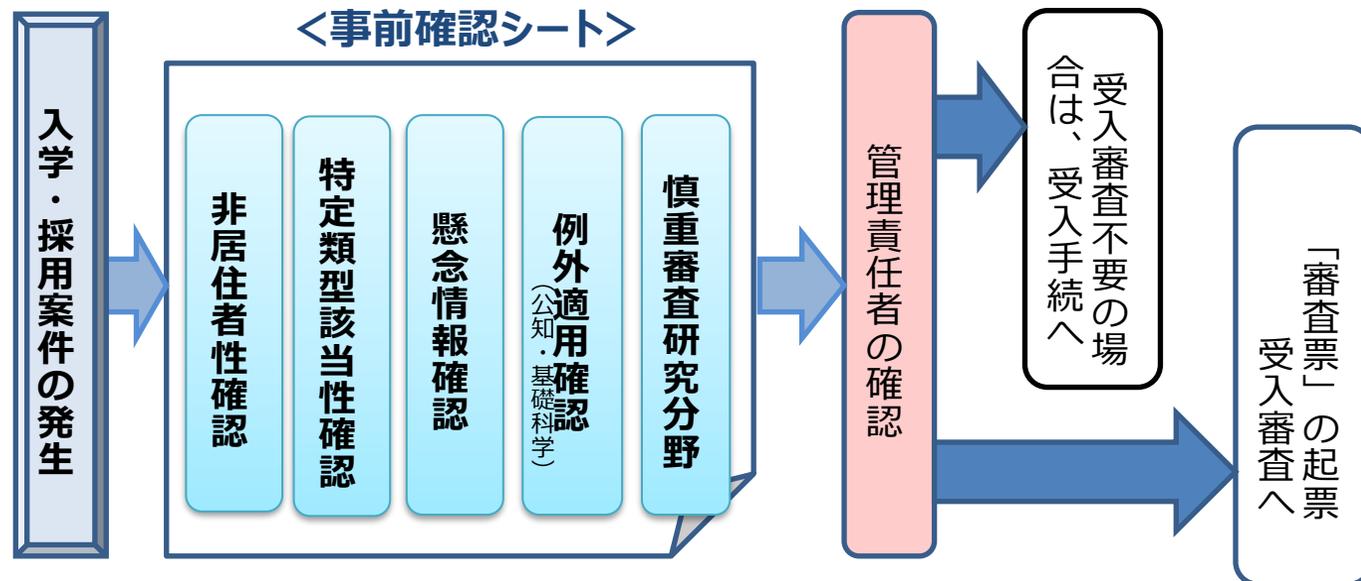
- 機微技術提供時の提供管理
- 一時帰国時の技術持ち出し管理
- 研究内容の高度化・変更等の状況変化の際の提供技術管理

## 出口管理

- 卒業／帰国時の技術持ち出し管理

# 留学生等の受入れの事前確認の流れ

- 留学生等の受入れの段階で「事前確認シート」を作成し、安全保障上の懸念の有無を組織としてチェックすることが重要。
- 懸念の有無については、出身組織が外国ユーザーリスト等に掲載されていないか、出身組織のホームページ等に懸念情報はないか等を確認する。安全保障貿易情報センター（CISTEC）の提供する「大学向けCHASER情報」等の第三者のサービスで確認することも有用。
- 受入予定者が学部生や聴講生の場合や、人文・社会科学系で受け入れる場合には懸念性の確認を行わないといった簡便な手続きにすることも可能。



# 留学生等の受入れの事前確認で確認すべき事項の例

- 留学生等の受入れの際には、主に以下の事項について事前確認を行い、安全保障上の懸念がないかについて精査する。

## ●基本情報の確認

氏名、出身国（国籍）、出身組織（研究室、指導教官を含む）、区分（博士、修士等）、特定類型該当性、受入予定期間、学部／学科、研究科／専攻、受入研究室、指導教員、研究内容等（研究分野、研究計画、提供予定技術の概要等）

## ●懸念情報の確認

- ✓ 出身組織が外国ユーザーリストに掲載されているか
- ✓ 出身国が懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国であるか
- ✓ 出身組織が兵器等の開発等に関与しているか
- ✓ 出身国又は出身組織から財政支援を受けているか
- ✓ 帰国後に、軍事関連組織に就職する予定があるか
- ✓ 過去の研究内容が、兵器等の開発等の疑いがあるか

## ●例外規定（公知、基礎科学）の確認

- ✓ 提供する技術が公知に該当するか（判断根拠を明確にすること）
- ✓ 提供する技術が基礎科学に該当するか（判断根拠を明確にすること）

## ●研究内容の確認

- ✓ 受入先の研究内容が、リスト規制技術に該当するか
- ✓ 研究分野が「慎重な審査が必要となる研究分野一覧」に該当するか

# 例外規定の適用確認

- ①公知の技術を提供する取引や②基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引等において、例外規定に該当する場合には特例として許可取得は不要。
- 意図せぬ法令違反を防ぐため、特例が適用できる場合／できない場合を正しく理解し、特例を適用する場合はその根拠を組織として確認することが重要。

## 公知の技術を提供する取引

- 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの
  - － 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
  - － 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
  - － 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
  - － ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
  - － 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

## 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

- 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの

## 留意点

- 学会発表において、参加者に守秘義務を課すなど、すべての技術を公知としない場合や、参加者が不特定多数では無く特定多数である場合には特例は適用されない。
- 技術論文を外国のジャーナルに投稿する場合は許可不要。ただし、将来的に公表する予定であっても投稿前に共著者等に技術情報を提供する場合には特例は適用されない。
- 自然科学分野の原理の究明を主目的とした研究活動であっても、特定の製品の設計又は製造を目的とする場合には特例は適用されない。
- 共同研究では特定の製品への応用を目的としたものなど特例が適用されない場合が多く、特に注意が必要。

# 慎重な審査が必要となる研究分野一覧

- 「科学研究費助成事業 審査区分表」を参照し、**リスト規制対象品目と関連が相対的に高く**、慎重な審査が必要となると考えられる研究分野のリストを経済産業省で便宜的に作成（54分野）。
- 学内で取り扱う研究内容を踏まえ、慎重な審査を要する分野を精査・特定した一覧を作成している大学等においては、一覧に記載のない研究分野については学内の審査を簡素化するなどといった運用（濃淡管理）も可能。

大区分	中区分	小区分	
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連	
	プラズマ学	核融合学関連	
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論 素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験	
	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連	
C	流体工学、熱工学	流体工学関連	
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連 ロボティクスおよび知能機械システム関連	
	電気電子工学	電力工学関連	
		通信工学関連	
		計測工学関連	
		制御およびシステム工学関連 電気電子材料工学関連 電子デバイスおよび電子機器関連	
	航空宇宙工学、船舶海洋工学	航空宇宙工学関連 船舶海洋工学関連	

大区分	中区分	小区分	
D	材料工学	金属材料物性関連	
		無機材料および物性関連	
		構造材料および機能材料関連	
		材料加工および組織制御関連	
D	ナノマイクロ科学	ナノ構造化学関連	
		ナノ構造物理関連	
		ナノ材料科学関連	
		ナノバイオサイエンス関連	
		ナノマイクロシステム関連	
		応用物理物性	応用物理一般関連
E	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連	
	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連 機能物性化学関連	
		有機化学	構造有機化学および物理有機化学関連 有機合成化学関連 無機・錯体化学関連
	無機・錯体化学、分析化学	分析化学関連	
		高分子、有機材料	グリーンサステイナブルケミストリーおよび環境化学関連 高分子化学関連 高分子材料関連 有機機能材料関連
			無機材料化学、エネルギー関連化学
	生体分子化学	生体関連化学	

大区分	中区分	小区分
G	分子レベルから細胞レベルの生物学	分子生物学関連
		構造生物化学関連
		機能生物化学関連
		生物物理学関連
G	細胞レベルから個体レベルの生物学	細胞生物学関連
		発生生物学関連
H	病理病態学、感染免疫学	ウイルス学関連 免疫学関連
J	情報科学、情報工学	計算機システム関連 ソフトウェア関連
		情報ネットワーク関連
		情報セキュリティ関連 高性能計算関連
K	環境解析評価	放射線影響関連 化学物質影響関連

# 国際共同研究の実施

- **共同研究契約締結前に**、輸出管理上の手続を行い、**規制技術の有無、相手先・用途の確認**を行う。
- **契約書への記載や事前の取り決め**により、規制技術の再移転の制限や政府の許可を得た上での規制技術の提供などを定めた上で共同研究を実施することが、意図せぬ法令違反の防止に有効。
- また、将来的な共同研究に結びつく**組織間の研究協定にも同様の注意**が必要。

## 【締結前の確認事項】

- ① 提供技術の中に規制技術が含まれていないか
- ② 外国ユーザーリストへの掲載の有無
- ③ 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に利用されるおそれがないか

 リスト規制、キャッチオール規制に該当する場合は、経産大臣の許可を取得

金銭や知財の発生する契約を伴う共同研究だけでなく、教員の人脈で行うような共同研究についても早い段階で手続きされるよう工夫しましょう。

## 【取り決めを行う際の留意点】

- ① 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられる技術を第三者に無許可で再提供することを禁止する
- ② 政府の許可が必要な技術提供は許可を取得した後に提供する
- ③ 外為法違反の疑いがある場合は速やかに関係当局に報告する
- ④ これらの取り決め等が遵守されない場合は契約不履行として以後の取引を中止する

産学連携プロジェクトでは、製品化を目的とすることが多く、「基礎科学分野の研究活動」を適用できない場合がほとんどであることに注意しましょう。

## **(参考) 経済産業省の取組**

# 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）

- 外為法の遵守及び効果的な体制整備、機微技術管理を促進する目的で、大学・研究機関が実施すべきことを取りまとめたもの（平成20年に初版を策定）。（<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html>）
- 経産省HPに公表し、大学・研究機関に幅広く活用されている。研究者が直面する活動ケースに合わせた管理手法や組織体制を具体的に提示しているほか、モデルとなる安全保障輸出管理規程、事前確認シートや審査票等の帳票類の例示を行っている。
- **みなし輸出管理の運用明確化等の施行（令和4年5月1日）にあたり、大学等における制度改正への適切な対応を後押しするため同年2月に改訂、内容を大幅に拡充（109頁→137頁）。同年4月に英語版公表。**

（改訂の主なポイント）

## ✓ 特定類型該当者について、具体例を踏まえた説明

（具体例）日本の大学の教授であり、外国の大学と雇用契約を結び教授職を兼職している者  
外国政府から留学資金を得ている留学生  
外国政府の人材獲得プログラムに参加し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者 等

## ✓ 特定類型該当者の確認方法の解説

（概要）	受領者が提供者の指揮命令下でない場合	受領者が提供者の指揮命令下にある場合
	受領者との契約書、受け入れる際に得ている履歴書等で該当性を確認。	<b>当該受領者の受け入れ（採用）時：</b> 該当性を申告させる誓約書を取得し、確認。 <b>勤務時：</b> 該当となった場合に報告させる義務を課し、報告の有無及び内容を確認。

※このほか、特定類型に該当する可能性があるとして経産省が連絡をする場合は適切に対応。

## ✓ 特定類型該当者の確認の簡易チェックシート、誓約書例を追加

## ✓ 制度改正を反映した内部管理規程の改訂例を提示

### （誓約書例）

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中  
年 月 日

住所  
氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4質局第492号。以下、役務通達という。）の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達1(3)サ①又は②に該当することについて、下記のとおり誓約いたします。

記

- 私は、
- 以下の①に該当します。
  - 以下の②に該当します。
  - 以下の①及び②に該当します。
  - 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

みなし輸出  
管理の  
運用明確化  
への対応

# 大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング

- **大学・研究機関における教職員への周知・教育のためのツール**として、「大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング」を経済産業省安全保障貿易管理HPに公開。
- ①「安全保障貿易管理の必要性」、②「安全保障貿易管理の制度概要」、③「個別ケースでの留意事項：前編（日常の研究活動の中で）」、④「個別ケースでの留意事項：後編（外国人留学生・研究者受入れ、共同研究）」、⑤「該非判定時の合体マトリクス表の使い方」の5つのテーマで日本語・英語で動画による学習が可能（英語版は①～④のみ）。日本語版はクイズによる学習も用意。
- **みなし輸出管理の運用明確化等の制度改正を踏まえて改訂中**、改訂版を令和4年度中に公開予定。

## 【学習動画】

リスト規制

- 武器及び大量破壊兵器等の開発等に転用可能な高度な技術や貨物に該当する場合、輸出等の仕向地に問わず、経済産業大臣の事前許可が必要となる制度。
- 提供しようとする技術、または輸出しようとする貨物が、法令で規制されているものであるか否かを判定することを「該非判定」という。
- 該非判定のツールとして規制対象となる品目と仕様(スペック)を一覧化した「貨物・技術の合体マトリクス表」は、経済産業省ホームページから最新のものをダウンロードすることができる。

該非判定

- 提供しようとする技術、又は輸出しようとする貨物が、法令で規制されている品目であるか否かを判定すること

貨物・技術の合体マトリクス表

- 規制対象となる品目と仕様(スペック)を一覧化した表のこと
- 経済産業省ホームページから最新のものをダウンロードすることができる
- 品目は、「輸出貿易管理令(輸出令)別表第1」及び「外国為替令(外為令)別表第1」に、仕様(スペック)は「貨物等令第31」に、規定されている

注1) 貨物等令第31: 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表第1に基づき貨物又は技術を定める名称

(1 of 2)大学・研究機関における安保管理～制度概要～

4,261 回視聴・2018/05/29

metichannel  
チャンネル登録者数 3.88万人

チャンネル登録

もっと見る

## 【クイズ】

安全確保貿易管理

経済産業省

大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング

クイズ2 ～安全保障貿易管理の制度概要～

外為法に基づく輸出規制には、「リスト」らの規制に該当する場合には「公知」の注記が必要である。

Q1

A1 **正しい**

A2 誤りである

このページを印刷する

大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング

正解

安全保障貿易管理では、貨物の輸出だけでなく、技術の提供も管理の対象となります。

【技術の提供についての説明】

外為法では、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に転用可能な規制対象技術の流出を防止する観点から、規制対象技術を、

- ①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引、
- ②技術の提供者や相手先が居住者であっても非居住者であっても、外国において提供することを目的とする取引、
- ③技術の提供者が相手先が居住者であっても非居住者であっても、外国において提供することを目的とする取引、
- ④技術の提供者が相手先が居住者であっても非居住者であっても、外国において提供することを目的とする取引、

また、これら取引に係る規制を補完するため、外国において提供することを目的として、

- ①規制対象技術をUSB等で持ち出す行為、
- ②規制対象技術の電子データを外国に送信する行為、
- ③規制対象技術の電子データを外国に送信する行為、

を行うとする場合には、経済産業大臣の許可が必要となります。

安全確保貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

事後審査(外為法違反について)

説明会

関係法令

Q&A

リンク集

ENGLISH PAGE

サイト内検索

検索

拡張検索

# ヒヤリハット事例集

- 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」の補助資料として、輸出管理の現場において起こりうると思われる、法令違反に繋がりにくい想定事例と対処を紹介（最新の更新は令和2年1月）。
- これらの事例を参考に、大学・研究機関による組織的な取組みに加え、研究者自身もこうした事例が発生しないよう取り組んでいただくことが重要。

## 【イメージ】



経済産業省

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」関連資料

## 大学・研究機関における 安全保障貿易管理に関する ヒヤリハット事例集

令和2年1月（更新）

経済産業省  
安全保障貿易管理課

※このヒヤリハット事例集は、新しい事例の入手次第

### 外国出張における公知性の判断

分類：技術の提供

#### 内容

X教授から外国出張の申請書が提出され、業務内容欄には、「学会発表及び研究概要打合せ」と記載されており、輸出管理上の判定欄には「公知」と記載されていた。  
輸出管理担当部署からX教授に「研究概要打合せ」の内容を確認すると、A国α研究所と共同研究の可能性を探るため、非公開の情報を用いて情報交換を実施するものであった。

#### 対処

非公開の情報の該非判定の結果、リスト該当であることが判明した。

#### 原因

学会発表と打合せを行う場合の提供技術の公知性の判断はそれぞれに必要であるが、X教授は適切に判断することを怠った。

対策・  
アドバイス

- ✓ 輸出管理手続きのための正しい理解を徹底しましょう。
- ✓ 特例の適用は、教員任せにせず、輸出管理担当部署において適切に審査することが必要です。



# アドバイザー派遣事業

- 輸出管理体制未構築の大学や研究機関（大学等）及び体制を構築したものの、運用が十分でない大学等に対し、大学等の輸出管理について経験や知見を持つアドバイザーにより、依頼に基づいた派遣相談及び個別相談会開催による個別相談を通じた支援を行っている。

令和4年度 安全保障貿易自主管理促進事業



大学・研究機関における安全保障貿易管理体制の  
運用改善・構築を支援するための

## アドバイザー派遣事業のご案内

### 事業の目的



なぜ今、安全保障貿易管理が重要なのか？

国際的な学術交流が進捗し、共同研究の機会や留学生の受入れが拡大する中、大学や研究機関が保有する機微技術の流出の懸念が高まっています。このため、安全保障貿易管理への厳格な取組みが必要となっています。



アドバイザー派遣事業とは？

経済産業省は、大学等における安全保障貿易管理の着実な実施及び構築を支援するためのアドバイザー派遣事業を昨年度に引き続き実施します。アドバイザーは実際に大学等で管理体制の運用改善や構築に携わった経験を豊富に持っています。疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者様方は、ぜひお気軽にアドバイザー派遣をご活用下さい。支援費用は発生しません。

(経済産業省より 株式会社野村総合研究所 受託)

安全保障貿易管理・運用上の課題解決や  
管理事案の相談について支援します



内部管理規程の策定など体制構築を支援します

### お申込み・お問合せ窓口

派遣のお申込み  
・事業  
に関するお問合せ

株式会社野村総合研究所 安全保障貿易自主管理促進事業 事務局  
Tel : 03-5877-7371 (受付時間 10:00~16:00)  
Email : export\_control@nri.co.jp  
担当 : 河原、一丸、芦田、齋藤 (しむら)  
期間 : 2022年4月1日~2023年3月31日

安全保障貿易  
管理制度概要  
に関するお問合せ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理課 安全保障貿易管理課 大学指導班  
Tel : 03-3501-2800  
Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp  
公式サイトでは、安全保障貿易管理に関する  
各種資料、新着情報などを掲載しています  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

令和4年度 安全保障貿易自主管理促進事業



## 管理体制の運用改善・構築におけるアドバイザーの役割

管理体制の運用改善・構築の実施項目や検討内容は、それぞれの大学等により様々です。以下は、その一例です。派遣するアドバイザーは、大学等の検討・運用状況に応じた支援・助言を行います。支援・助言は、大学等への実際の訪問の他、電話・メール等でも実施します。

大学等における実施検討項目例	アドバイザーによる支援内容例
個別の取引の管理方法を相談したい	▶ 大学等の体制に即して助言します
学内への周知を進めたい	▶ 学内説明会資料の作成を支援します
幹部・教職員の理解を得たい	▶ 説明会における説明支援を行います
現在の管理体制を改善したい	▶ 体制改善のための対応を行います (課題聞き取り、助言等)
新たに管理体制を構築したい	▶ 管理体制の構築を支援します (内部管理規程案の確認等)

## アドバイザー派遣制度を利用した大学等担当者の声

学内説明会では、専門的な知識に基づきつつ、教員にも分かりやすく説明をしていただきました。研究担当の幹部からも理解を得られました。

法令上の解釈や留意事項等について、実例を交えてアドバイザーによる支援を受けることができました。

本学の各部署の環境や事情を考慮した上で、柔軟な対策を提案いただけました。

国内外の動向や制度改正情報をタイムリーに連絡いただき、またその対応等についても丁寧に助言いただきました。

教員視点、事務職員視点の両視点から本学を見てくれています。双方のニーズを上手く捉えて体制整備のサポートをしてくれました。

新型コロナウイルス感染症の影響下でもオンライン形式により相談対応いただき、輸出管理体制の構築に支援をきたすことがありませんでした。